

公益社団法人大気環境学会会費規程

平成 25 年 8 月 1 日

改定 平成 25 年 9 月 19 日

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条 会員は、請求により会費を納入しなければならない。

2 会費の年額は、次のとおりとする。

正会員 10,000 円

正会員（終身会員） 免除

法人会員 A 10,000 円

法人会員 B 30,000 円

学生会員 5,000 円

賛助会員 1口 50,000 円

3 名誉会員は、会費を納入する必要はない。

4 正会員（終身会員）については、当該年度3月31日に満65歳以上で50,000円を一括納付した会員とする。

5 法人会員 A 及び法人会員 B の区分については、別途定める。

(会費等の納入方法)

第3条 会費等の納入は、郵便振替・銀行振込のいずれかによるものとする。

(会費等の納入時期)

第4条 会費等の納入は、本会事業年度にかかわらず前年度4月1日から当該年度3月31日までに納付を行うものとする。

(会誌の発送停止)

第5条 当該年度3月31日までに会費を納入しない者に対しては、会誌の発送を一時停止する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会としての登記の日から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 19 日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会総会の議決の日から適用する。